

第八号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書

金融商品取引法第24条第1項

関東財務局長

年 月 日

第 期（自 年 月 日 至
年 月 日）

【会社名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】(6)

名称

(所在地)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】(7)

1【会社制度等の概要】(8)

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

2【外国為替管理制度】(9)

3【課税上の取扱い】(10)

4【法律意見】(11)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(12)

2【沿革】(13)

3【事業の内容】(14)

4【関係会社の状況】(15)

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(16)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】(17)

3【事業等のリスク】(18)

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(19)

5【重要な契約等】(20)

6【研究開発活動】(21)

第4【設備の状況】(22)

1【設備投資等の概要】

2【主要な設備の状況】

3【設備の新設、除却等の計画】

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(23)

①【株式の総数】

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）

②【発行済株式】

記名・無記名の別 及び額面・無額面 の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
計	—		—	—

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】⁽²⁴⁾

	中間会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該期間に権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券 等の数		
当該期間の権利行使に係る交付株式 数		
当該期間の権利行使に係る平均行使 価額等		
当該期間の権利行使に係る資金調達 額		
当該期間の末日における権利行使さ れた当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数の累計	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の交付株式数	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の平均行使価額等	—	
当該期間の末日における当該行使価 額修正条項付新株予約権付社債券等 に係る累計の資金調達額	—	
当該期間の末日において残存する当 該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の数	—	

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】⁽²⁵⁾

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （円）	資本金残高 （円）

(4) 【所有者別状況】 (26)

(5) 【大株主の状況】 (27)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
計	—		

2 【配当政策】 (28)

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】 (29)

(2) 【役員の状況】 (30)

(3) 【監査の状況】 (31)

(4) 【役員の報酬等】 (32)

(5) 【株式の保有状況】 (33)

4 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】 (33－2)

(2) 【従業員の状況】 (33－3)

第6 【経理の状況】 (34)

1 【財務書類】 (35)

2 【主な資産・負債及び収支の内容】 (36)

3 【その他】 (37)

第7 【外国為替相場の推移】 (38)

1 【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

回次					
決算年月					
最高（円）					
最低（円）					
平均（円）					
期末（円）					

2 【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

月別						
----	--	--	--	--	--	--

最高（円）						
最低（円）						
平均（円）						

3 【最近日の為替相場】

円（ 年 月 日）

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】⁽³⁹⁾

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】⁽⁴⁰⁾

2 【その他の参考情報】⁽⁴¹⁾

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】⁽⁴²⁾

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⁽⁴³⁾

(1) 【保証会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日 ____財務（支）局長に提出

② 【臨時報告書】

①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日（ 年 月 日）までに、
臨時報告書を 年 月 日に ____財務（支）局長に提出

③ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に ____財務（支）局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】⁽⁴⁴⁾

第2 【保証会社以外の会社の情報】⁽⁴⁵⁾

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3 【指数等の情報】⁽⁴⁶⁾

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2 【当該指数等の推移】

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあつては「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年

度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

- a 記載事項及び記載上の注意は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- b 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示している場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建ての金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- f 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- g 第一部中「第2 企業の概況」から「第4 設備の状況」までの記載については、次によること。
 - (a) 財務書類として連結財務諸表のみを掲げている場合には、連結会社について記載すること。
 - (b) 財務書類として個別財務諸表のみを掲げている場合には、提出会社について記載すること。ただし、提出会社の事業に密接な関係を有する親会社又は重要な子会社がある場合には、それらについても記載事項ごとに又は一括して記載すること。
 - (c) 財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。
 - ① 財務諸表等規則第328条第1項又は第2項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。
 - ② 財務諸表等規則第328条第3項又は第4項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。
- h 提出会社が法第2条第2項第4号に掲げる権利の発行者である場合における「第一部 企業情報」に掲げる事項は、(7)から(4)までに準じて記載すること。
- i 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第5 提出会社の状況」の「4 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、

当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

- (a) 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨
 - (b) 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
 - (c) 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
 - (d) 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）
- (2) 会社名
原語名を括弧内に記載すること。
 - (3) 代表者の役職氏名
報告書の提出について正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
 - (4) 代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
 - (5) 事務連絡者氏名
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
 - (6) 縦覧に供する場所
公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。
 - (7) 本国における法制等の概要
「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」から「3 課税上の取扱い」までの事項については、以下のいずれかにより記載すること。
 - a 毎事業年度において当該事項の記載を行う。この場合において、記載内容がこの報告書の提出前に提出された有価証券届出書又は前事業年度の報告書の記載内容と異なるときは、当該箇所を下線をもって表示し、必要と認められる事項を注記すること。
 - b 5事業年度ごとに当該事項の記載を行う。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下bにおいて「基準事業年度」という。）に続く4事業年度に係る報告書については、基準事業年度を明記した上、以下によること。
 - (a) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じていない場合
基準事業年度の当該事項の記載内容に変更がない旨を記載すること。
 - (b) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じた場合
基準事業年度以降に生じた記載内容を変更すべき事情の概要を、事業年度ごとに区分して累積的に記載すること。
 - (8) 会社制度等の概要
第七号様式記載上の注意⁽²⁶⁾に準じて記載すること。
 - (9) 外国為替管理制度
第七号様式記載上の注意⁽²⁷⁾に準じて記載すること。
 - (10) 課税上の取扱い

第七号様式記載上の注意⁽²⁸⁾に準じて記載すること。

(11) 法律意見

報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書の内容を要約して記載すること。

(12) 主要な経営指標等の推移

第七号様式記載上の注意⁽³⁰⁾に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⁽³⁰⁾ b 中「最近 6 事業年度」とあるのは、「当事業年度の前 5 事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

(13) 沿革

第七号様式記載上の注意⁽³¹⁾に準じて記載すること。

(14) 事業の内容

第二号様式記載上の注意⁽²⁷⁾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⁽²⁷⁾ c 中「提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当する場合」とあるのは「本報告書が公衆の縦覧に供されることにより提出会社が有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第 2 項に規定する特定上場会社等に該当することとなる場合」と読み替えるものとする。

(15) 関係会社の状況

第二号様式記載上の注意⁽²⁸⁾に準じて記載すること。

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号様式記載上の注意⁽²⁹⁾に準じて記載すること。

(17) サステナビリティに関する考え方及び取組

第七号様式記載上の注意⁽³⁵⁾に準じて記載すること。

(18) 事業等のリスク

第二号様式記載上の注意⁽³¹⁾に準じて記載すること。

(19) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第二号様式記載上の注意⁽³²⁾に準じて記載すること。

(20) 重要な契約等

第二号様式記載上の注意⁽³³⁾に準じて記載すること。

(21) 研究開発活動

第二号様式記載上の注意⁽³⁴⁾に準じて記載すること。

(22) 設備の状況

第二号様式記載上の注意⁽³⁵⁾から⁽³⁷⁾までに準じて記載すること。

(23) 株式の総数等

第七号様式記載上の注意⁽⁴¹⁾に準じて記載すること。

(24) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式 1 株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

c 「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

(25) 発行済株式総数及び資本金の推移

a 当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度（6 箇月を 1 事業年度とする会社にあ

っては当事業年度の前9事業年度及び当事業年度。(46)において同じ。)(この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日)における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。

なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。

- b 新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態(有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等)を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券(金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。bにおいて同じ。)を交付する旨の定めに基づく株券の交付(bにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。)による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 新株予約権を発行している場合には、当事業年度の末日における新株予約権の残高、新株予約権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を付記すること。
- d 当事業年度において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。

(26) 所有者別状況

第七号様式記載上の注意(43)本文に準じて記載すること。

(27) 大株主の状況

- a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。

また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。)までを記載しても差し支えない。

- b 当事業年度において主要株主に異動があった場合には、その旨を注記すること。

(28) 配当政策

第七号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

(29) コーポレート・ガバナンスの概要

第二号様式記載上の注意(54)に準じて記載すること。

(30) 役員の状況

- a 報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載した上で、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。
- b 当事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては当事業年度及び当事業年度の前事業年度）における役員の報酬の総額について記載すること。ただし、本国において個々の役員について報酬が開示されている場合には、主要な役員の報酬についても記載すること。
- c 役員が特別の利益を受けることがある場合には、その内容を示すこと。
- d 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。
- e 会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

(31) 監査の状況

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁶⁾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⁽⁵⁶⁾ d (a)中「監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、同様式記載上の注意⁽⁵⁶⁾ d (c)及び⁽⁵⁶⁾ d (f) iv 中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と、同様式記載上の注意⁽⁵⁶⁾ d (f) i 中「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務（外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意⁽⁵⁶⁾ d (f) ii 中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と読み替えるものとする。

(32) 役員の報酬等

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁷⁾に準じて記載すること。

(33) 株式の保有状況

第二号様式記載上の注意⁽⁵⁸⁾に準じて記載すること。

(33-2) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意（58-2）に準じて記載すること。

(33-3) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意（58-3）に準じて記載すること。

(34) 経理の状況

- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- b 財務書類は、財務諸表等規則第328条第1項から第4項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。
- c 当事業年度において決算期を変更した場合には、その旨を記載すること。

(35) 財務書類

- 第七号様式記載上の注意⁽⁵²⁾ a 及び b 本文に準じて記載すること。
- (36) 主な資産・負債及び収支の内容
第七号様式記載上の注意⁽⁵³⁾に準じて記載すること。
- (37) その他
- a 当事業年度の末日後報告書の提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
 - b 第七号様式記載上の注意⁽⁵⁴⁾ c に準じて記載すること。
 - c 営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概況を記載すること。
- (38) 外国為替相場の推移
- a 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
 - b 平均相場とは、事業年度の各月末における為替相場の平均額をいう。
 - c 財務書類の表示に用いられた通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の事業年度において掲載されている場合には、記載を省略することができる。
- (39) 本邦における提出会社の株式事務等の概要
- a 本邦における株式の名義書換取扱場所、株主名簿管理人、株主に対する特典、株式の譲渡制限その他株式事務に関し投資者に示すことが必要であると思われる事項を記載すること。
 - b 株主の権利行使の手続等について、次の事項を簡潔に記載すること。
 - (a) 株主の議決権の行使に関する手続
 - (b) 剰余金の配当（株式の配当等を含む。）請求に関する手続
 - (c) 株式の移転に関する手続
 - (d) 提出会社の未発行株式又は自己株式を他の株主に優先して買い取り又は引き受ける権利を有する場合には、その権利の行使に関する手続
 - (e) 配当等に関する課税上の取扱い
 - (f) その他株主の権利行使について必要な手続
 - c b に掲げる事項については、5 事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下 c において「基準事業年度」という。）に続く 4 事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。
 - (a) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じていない場合
基準事業年度の当該事項の記載内容に変更がない旨を記載すること。
 - (b) 基準事業年度以降、記載内容を変更すべき事情が生じた場合
基準事業年度以降に生じた記載内容を変更すべき事情の概要を、事業年度ごとに区分して累積的に記載すること。
- (40) 提出会社の親会社等の情報
第二号様式記載上の注意⁽⁷⁶⁾に準じて記載すること。
- (41) その他の参考情報
- a 当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
 - b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。

- c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (42) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。）
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (43) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
- b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。
- c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
- (44) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の経営成績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であって、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の経営成績の概要について、第十号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。
- (45) 保証会社以外の会社の情報
提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社等（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者、有価証券信託受益証券にあつては受託者）の企業情報について記載すること。
- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の

「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

(46) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(47) 読替え

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「医療法人名」と、「本店の所在の場所」とあるのは「主たる事務所の所在地」と、「社債」とあるのは「社会医療法人債」と、「企業」とあるのは「法人」と、「会社」とあるのは「法人」と読み替えて記載すること。

(48) 社会医療法人債券の特例

提出者が、社会医療法人債券の発行者である場合には、「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」の「1 会社制度等の概要」の項目については、第七号様式記載上の注意⁽⁸⁸⁾に準じて記載すること。また、「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の項目については、第二号様式記載上の注意⁽⁸⁸⁾に準じて記載すること。